

3/26 受領

令和2年3月25日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官

平成31年(レ)第5号 不当利得金返還請求控訴事件(原審 宮崎簡易裁判所平成30年(ハ)第572号)

口頭弁論終結日 令和2年1月8日

判 決

東京都新宿区新宿6丁目27番30号

控 訴 人
同代表者代表社員
同代表社員職務執行者
同訴訟代理人支配人

C F J 合 同 会 社
CFJホールディングス株式会社
浅 野 俊 昭
森 岡 紀 人

[Redacted]

亡 [Redacted] 訴訟承継人

被 控 訴 人

[Redacted]

同

被 控 訴 人

[Redacted]

同

被 控 訴 人

同所

同

被 控 訴 人

上記4名訴訟代理人弁護士

[Redacted]

宮 田 尚 典

主 文

- 1 本件控訴を棄却する。
- 2 訴訟承継により原判決主文第1項を次のとおり更正する。

(1) 控訴人は、被控訴人[REDACTED]に対し、28万2145円及びうち17万7045円に対する平成30年10月4日から支払済みまで年5%の割合による金員を支払え。

(2) 控訴人は、被控訴人[REDACTED]に対し、28万2145円及びうち17万7045円に対する平成30年10月4日から支払済みまで年5%の割合による金員を支払え。

(3) 控訴人は、被控訴人[REDACTED]に対し、28万2145円及びうち17万7045円に対する平成30年10月4日から支払済みまで年5%の割合による金員を支払え。

(4) 控訴人は、被控訴人[REDACTED]に対し、28万2145円及びうち17万7045円に対する平成30年10月4日から支払済みまで年5%の割合による金員を支払え。

3 控訴費用は控訴人の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 控訴の趣旨

1 原判決を次のとおり変更する。

(1) 控訴人は、被控訴人[REDACTED]に対し、1万0021円及びうち1万円に対する平成20年11月15日から支払済みまで年5%の割合による金員を支払え。

(2) 控訴人は、被控訴人[REDACTED]に対し、1万0021円及びうち1万円に対する平成20年11月15日から支払済みまで年5%の割合による金員を支払え。

(3) 控訴人は、被控訴人[REDACTED]に対し、1万0021円及びうち1万円に対する平成20年11月15日から支払済みまで年5%の割合による金員を支払え。

(4) 控訴人は、被控訴人[REDACTED]に対し、1万0021円及びうち1万円に対

する平成20年11月15日から支払済みまで年5%の割合による金員を支払え。

3 被控訴人らのその余の請求をいずれも棄却する。

第2 事案の概要

5 以下、略称は、本判決で定めるもののほかは、原判決のものによる。

本件は、一審原告■■■■■（以下「一審原告」という。）が、貸金業者である控訴人との間の継続的な金銭消費貸借取引に係る弁済金のうち利息制限法所定の制限利率を超えて利息として支払われた部分を元金に充当すると、過払金が発生しており、控訴人は悪意の受益者に該当すると主張して、控訴人に対し、不当利得返還請求権に基づき、過払金70万9132円、確定利息42万1185円の合計113万0317円及び過払金70万9132円に対する平成30年10月4日から支払済みまで民法704条前段所定の年5%の割合による法定利息の支払を求める事案である。

15 原審は、一審原告の請求のうち、112万8581円及びうち70万8181円に対する平成30年10月4日から支払済みまで年5%の割合による金員の支払を求める限度で認容し、その余の請求を棄却した。

控訴人は、原判決に不服があるとして、控訴人敗訴部分につき4万0087円及びうち4万円に対する平成20年11月15日から支払済みまで年5%の金員を超えて認容された部分について控訴した。

20 一審原告は、平成31年2月21日に死亡し、一審原告の相続人である被控訴人らが本訴の訴訟手続を承継した。

1 前提事実、争点及び争点に対する当事者の主張は、原判決3頁15行目の末尾に改行の上、「(6) 一審原告は、平成31年2月21日に死亡し、一審原告の姉妹である被控訴人らが相続し、本件訴訟手続を承継した。」に加え、当審における当事者の主張を下記2のとおり加えるほかは、原判決の「事実及び理由」中「第2 事案の概要」の「1 前提事実」及び「2 争点及び争点に関

する当事者の主張」に記載のとおりであるからこれを引用する。

2 当審における当事者の主張

(1) 控訴人の主張

一審原告について貸付禁止措置を取られていたことに加え、控訴人は、平成20年6月6日に融資業務を廃業する旨報道発表した。同月7日には、主要な全国新聞4紙が控訴人の融資業務廃業について報道した。そして、控訴人は、利用している支店やATMコーナーを閉鎖する旨通知する文書に加え、今後の利用について、ATMカードは返済においてのみ利用できることを通知する文書を、一審原告を含めた全ての顧客に対して郵送した。

したがって、控訴人が報道発表を行った同月6日には、控訴人と一審原告との間の基本契約に基づく金銭消費貸借取引は、新たな借入金債務の発生が見込まれなくなって終了したといえ、被控訴人らの過払金返還請求権の消滅時効は遅くとも同日から進行し、平成30年6月6日に完成した（以下「本件消滅時効の抗弁」という。）。

(2) 被控訴人らの主張

ア 控訴人は、原審において、本件消滅時効の抗弁は主張しておらず、本件消滅時効の抗弁は時機に後れた攻撃防御方法として却下されるべきである。

イ 控訴人の報道発表や新聞報道の内容は、「新規の融資契約の縮小」であって、融資業務の廃業ではなく、同時点で、控訴人と一審原告との間の基本契約に基づく金銭消費貸借取引が終了したとはいえない。

第3 当裁判所の判断

1 前記前提事実、証拠(後記各書証)及び弁論の全趣旨によれば、次の事実が認められる。

(1) 一審原告は、控訴人との間で、平成12年1月26日、従前の基本契約を切り替えるために極度額借入契約を締結した。同契約では、以下のとおり定められた。(乙4の1・2。なお、同契約は、従前の基本契約とは契約の同

一性をなお有するものと認められるから、以下、上記極度額借入契約を含む意味で「基本契約」という。)

ア 融資極度額 50万円

イ 借入利率 年29.98%

ウ 遅延利率 年39.50%

エ 約定返済日 毎月25日(ただし初回約定返済日は、借入日から8日以降、38日以内とする。)

オ 返済方式 元利定額残高スライドリボルビング方式

カ 約定返済額 約定返済日の10日前の融資残高が8万1000円以下の
場合3000円以上、さらに融資残高が2万7000円増
す範囲ごとに1000円を追加して返済する。

キ アの融資極度額は、一審原告の信用状態の変化、その他の理由により控訴人が必要と認めたときは、これを任意に減額又は貸し出しを中止することができる。

ク 前項により減額を行った後、減額事由が解消した場合は融資極度額の範囲内において控訴人の審査により利用できる限度額を増額することができる。

(2) 一審原告の信用事故として「延滞後解約」、「強制退会」と信用情報に平成13年9月20日付けで登録されたため、控訴人は、平成14年10月30日、一審原告の融資極度額を0円に変更して貸付禁止措置を講じた(乙1, 9)。

(3) 一審原告は、平成14年10月25日の3000円の借入を最後に、控訴人から基本契約に基づく借入をすることなく、平成20年11月14日まで返済のみを繰り返した(甲1)。また、控訴人のATMから発行される領収書兼ご利用明細書の「ご利用可能額」には、貸付禁止措置前は、融資極度額の50万円が記入されていたが、貸付禁止措置後には、0円と記入されるよ

うになった（乙6の1～乙8の2）。

(4) 控訴人は、平成31年3月21日、本件控訴をし、令和元年5月13日に控訴理由書を提出した。

被控訴人らは、同年9月12日、訴訟手続受継の申立書を提出したため、
5 当裁判所裁判長は、同年10月1日、当審の第1回口頭弁論期日を同年11月20日と指定した。

控訴人は、同月15日、本件消滅時効の抗弁を主張する令和元年11月13日付け控訴人準備書面(1)を提出し、当審第1回口頭弁論期日で陳述した。
10 本件消滅時効の抗弁は、同準備書面によって初めて主張されるものであった。同期日では、被控訴人らが同年12月20日までに同準備書面に対して反論することとなり、裁判長は、令和2年1月8日に続行期日を指定した。

被控訴人らは、第2回口頭弁論期日までに令和元年11月22日付け被控訴人第2準備書面及び令和2年1月6日付け被控訴人第3準備書面の2通の準備書面を提出した。その2通の準備書面は、いずれも本件消滅時効の抗弁
15 に対する反論を内容とするものであった。

当裁判所は、令和2年1月8日の当審第2回口頭弁論期日において、弁論を終結した。（以上、当裁判所に顕著な事実）

2 当審における控訴人の主張について

前記1(4)認定の事実によれば、控訴人は、原審において、本件消滅時効
20 の抗弁を主張しなかった上、本件控訴をしてから当審第1回口頭弁論期日まで約8か月の期間があったにもかかわらず、当審第1回口頭弁論期日の5日前になって初めて本件消滅時効の抗弁を主張する準備書面を提出した。そして、これによって、被控訴人らは反論を余儀なくされ、被控訴人らに本件消滅時効の抗弁に対する反論の機会を与えるためだけに期日を続行したことが
25 認められる。したがって、控訴人の本件消滅時効の抗弁は時機に後れて提出された防御方法であり、これにより訴訟の完結を遅延させるものと認められ

る。

さらに、本件消滅時効の抗弁の内容をみると、控訴人の融資業務の廃業という控訴人自身の出来事を主張するものであって、控訴人が平成20年6月6日から認識していた事情であるから、その提出が時機に後れたことについて少なくとも重大な過失があったといえる。控訴人が本件訴訟を弁護士代理人に委任せずに遂行していたことを踏まえても、その判断は左右されない。

したがって、当裁判所は、控訴人の本件消滅時効の抗弁を民訴法157条1項により却下する。

3 争点1（過払金返還請求権の消滅時効の起算点）について

基本契約に基づく借入金債務につき利息制限法1条1項所定の利息の制限額を超える利息の弁済により過払金が発生した場合には、弁済当時他の借入金債務が存在しなければ上記過払金をその後に発生する新たな借入金債務に充当する旨の合意（以下「過払金充当合意」という。）においては、新たな借入金債務の発生が見込まれる限り、過払金を同債務に充当することとし、借主が過払金に係る不当利得返還請求権（以下「過払金返還請求権」という。）を行使することは通常想定されていない。したがって、一般に、過払金充当合意には、借主は基本契約に基づく新たな借入金の発生が見込まれなくなった時点、すなわち、基本契約に基づく継続的な金銭消費貸借取引が終了した時点で過払金が存在していればその返還請求権を行使することとし、それまでは過払金が発生してもその都度その返還を請求することはせず、これをそのままその後に発生する新たな借入金債務への充当の用に供するという趣旨が含まれているものと解するのが相当である。そうすると、過払金充当合意を含む基本契約に基づく継続的な金銭消費貸借取引においては、その取引継続中は過払金充当合意が法律上の障害となるというべきであり、過払金返還請求権の行使を妨げるものと解するのが相当である。

したがって、過払金充当合意を含む基本契約に基づく継続的な金銭消費貸

借取引においては、同取引により発生した過払金返還請求権の消滅時効は、過払金返還請求権の行使について上記内容と異なる合意が存在するなど特段の事情がない限り、同取引が終了した時点から進行するものと解するのが相当である（最高裁平成20年（受）第468号同21年1月22日第一小法
5 廷判決・民集63巻1号247頁参照）。

前記前提事実及び認定事実によれば、本件取引は、原告・被告間の過払金
10 充当合意を含む基本契約に基づく継続的な金銭消費貸借取引であるところ、
一審原告の信用事故が信用情報に登録されたことを理由に、控訴人は、一審
原告に対し、平成14年10月30日、基本契約について貸付禁止措置を講
じ、一審原告も同日以前は、借入と返済を繰り返していたにもかかわらず、
同日以降は、返済のみを行っていたことが認められる。しかし、基本契約に
15 においては、融資極度額を減少させた事由が解消されれば、控訴人の審査によ
って、融資極度額が増額される可能性があり、控訴人の貸付禁止措置が直ち
に恒久的なものであったとはいえない。そして、一審原告の信用事故の内容
や控訴人が一審原告に対し貸付禁止措置を講じた前後の交渉経過が明らかで
20 はない本件においては、貸付禁止措置後、「ご利用可能額」が0円と記載さ
れた領収書兼ご利用明細書を控訴人のATMを通じて一審原告が受領してい
たことを踏まえても、控訴人の貸付禁止措置が解消される可能性があったこ
とを否定することはできない。そして、一審原告においても、控訴人から今
25 後一切借入れをすることができないと認識していたとは認められない。よっ
て、控訴人の貸付禁止措置により新たな借入金債務の発生が見込まれなくな
ったということとはできない。

したがって、控訴人が貸付禁止措置を講じた平成14年10月30日の時
30 点で過払金返還請求権の消滅時効の進行が開始したとはいえず、一審原告と
控訴人との最後の取引のあった平成20年11月14日に基本契約に基づく
金銭消費貸借取引が終了し、同時点から消滅時効の進行が開始したことが認

められる。そして、一審原告は、同日から10年以内の平成30年10月3日に本件訴えを提起したのであるから、一審原告の過払金返還請求権の消滅時効は完成していない。

4 争点2（控訴人が悪意の受益者（民法704条）に当たるか）について

控訴人が制限利率を超える部分を利息の債務の弁済として受領したが、その受領につき旧貸金業法43条1項の適用が認められない場合には、控訴人は、同項の適用があるとの認識を有しており、かつ、そのような認識を有するに至ったことについてやむを得ないといえる特段の事情があるときでない限り、法律上の原因がないことを知りながら過払金を取得した者、すなわち民法704条の「悪意の受益者」とであると推定されるものというべきである（最高裁平成17年（受）第1970号同19年7月13日第二小法廷判決・民集61巻5号1980頁参照）。

上記特段の事情があることについて控訴人の具体的な主張立証はないから、控訴人は、悪意の受益者に当たる。

5 争点3（過払金に係る法定利息の算出方法）について

(1) 初日参入の有無

利息は、定めた期間に基づいて計算するのではなく、経過した日数に基づいて計算するものであるから、民法140条の適用はなく、過払金発生初日から民法704条所定の法定利息が発生する。

(2) 端数処理

通貨の単位及び貨幣の発行等に関する法律3条1項によれば、1円未満は、特約のない限り四捨五入すると定められているところ、基本契約（乙4の1・2）には端数計算について定めはないから、過払金の1円未満は、四捨五入して計算する。

控訴人は、貸付金に対する利息の計算と同様に1円未満を切捨て処理すべきと主張するが、貸付金に対する利息の1円未満を切捨てで計算するの

は、四捨五入によって計算してしまうと、切り上げとなった場合に、制限利率を超えてしまうからであり、控訴人の主張は採用できない。

(3) 計算結果

5 以上により、前記前提事実で認定した取引経過を前提に一審原告の過払金及びこれに係る法定利息を計算すると、別紙計算書記載のとおり、過払金
10 金が70万9257円、平成30年10月3日までの確定利息が42万1290円となる。

第4 結論

10 以上によれば、訴訟承継後の被控訴人らは控訴人に対し前記第3の5(3)の範囲で請求することができるから、被控訴人らの請求はその請求の範囲内で認容すべき
15 であって、本件控訴は理由がないから、これを棄却することとする。ところで、原判決はこれと結論を異にするが、控訴人のみが控訴した本件においては、原判決を控訴人の不利益に変更することは許されない。

15 そして、被控訴人らは、法定相続分に従って、それぞれ4分の1の割合で一審原告を相続した共同相続人として、当審において、訴訟承継したので、原判決主文第1項を本判決主文第2項のとおり
20 に更正することとして、主文のとおり判決する。

宮崎地方裁判所民事第2部

20 裁判長裁判官

古庄 研

25 裁判官

下山 久美子

裁判官

細包 寛敏 



これは正本である。

令和2年3月25日

宮崎地方裁判所民事第2部

裁判所書記官 前田 将 治

